

**独立行政法人農畜産業振興機構の
業務運営に関する目標
(中期目標)**

制定:平成15年10月1日農林水産省指令15生産第4151号

変更:平成17年6月17日農林水産省指令17生産第993号、同年7月1日適用

変更:平成18年3月30日農林水産省指令17生産第7398号

変更:平成19年3月29日農林水産省指令18生産第9398号

○独立行政法人農畜産業振興機構中期目標

第1 中期目標の期間

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営の効率化による経費の抑制

(1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（退職手当を除く。）について、汎用品の活用等による調達コストの節減等に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。

(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。

3 業務執行の改善

外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。

4 業務運営能力等の向上

(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。

(2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等により、機能的で効率的な組織体制を整備する。

6 補助事業の効率化等

畜産及び蚕糸に係る補助事業について、既に費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な審査基準に基づき事業を実施し、補助先を公表する等効率的かつ透明性の高い事業実施を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減を通じた経営体質の強化等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管を開始する。

〔参考〕平成4年度実績：16業務日

(3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

① 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行う。

② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業

衛生的かつ生産効率の高い乳業施設、産地食肉センター等の整備、畜産物の総合的な需給調整のための支援、国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。

- ③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業
畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備、飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進、家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。
- ④ 肉用牛の生産の合理化のための事業
肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援を行う。
- ⑤ その他畜産の振興に資するための事業
BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。
- (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付
- ① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。
〔参考〕平成14年度実績：21業務日
- ② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。
〔参考〕平成14年度実績：12業務日
- (5) 指定乳製品等の輸入・売買
- ① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。
〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）
- ② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。
- ③ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

- ① 指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

〔参考〕平成13年度実績：32業務日（平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施）

- ② ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。

2 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地の育成及び消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心して高品質な野菜の供給等に向けた取組の強化に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：15業務日

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：60業務日

- (3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。

〔参考〕平成14年度実績：年1回

3 砂糖関係業務

砂糖については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

- (1) 砂糖の価格調整

- ① 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

- ② 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：20業務日

- ③ ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

〔参考〕平成14年度実績：翌月の30日

(2) 砂糖に係る補助

- ① 砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で、(i) 国の補助事業を補完するためのもの、(ii) 砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

ア 砂糖の生産・流通の合理化のための事業

国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。

イ 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。

ウ 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

- ② ①の砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、平成19年度においては、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施するものとする。

4 でん粉関係業務

でん粉については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手によるでん粉原料用いもの需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定等に資するよう、

でん粉の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

- (1) でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。
- (2) 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。
- (3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

5 蚕糸関係業務

蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務を以下のとおり実施する。

(1) 生糸の輸入調整

- ① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。

〔参考〕平成元年度実績：15業務日

- ② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(2) 蚕糸に係る補助

蚕糸に係る補助事業は、繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る事業であって、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

6 情報収集提供業務

基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

- (1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報については必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。
- (2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、

提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。

また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。

- (3) 情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。
- (4) 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。
- (5) ホームページの活用等により、国民に対する情報提供の充実を図り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。

〔参考〕平成14年度実績：140万件

(農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)

また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。

- (6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。
- 2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。